

# 理美容トピックス

税理士法人 長谷川会計

〒733-0822 広島市西区庚午中 2-11-1

TEL 082-272-5868

URL <http://www.hasegawakaikei.com/>

## エステメニューはどこまでセーフ？

近年の「トータルビューティー」の流れにより、美容院でもエステサロンのように機器を使うエステメニューが増加しています。医療行為に当たる施術は美容室で行うことができません。比較的新しいメニューで、美容か医療かの判断が難しい領域に関しては、市場でのトラブルが規制へと繋がるケースも多いため注意が必要です。

Q. 美容室でセルフホワイトニング、エステ脱毛やシミ取りは行っても大丈夫ですか？

A. 大丈夫なもの、大丈夫ではないものがあります。

OK

ワックス脱毛（ブラジリアンワックス）

OKと言えども、見解によってはグレーになることも。  
トラブルには要注意！

グレー

セルフホワイトニング

歯科医師・歯科衛生士以外が口の中に触れることは違法。  
セルフで行うという意味で、法律上違法ではないものの、グレーな領域。

NG

レーザー脱毛/光脱毛、シミ/ホクロ取り

用いる機器が医療用であるか否か関係なく、レーザー光線や  
それに類する強力な光線を照射する行為は医師以外禁止。

アートメイク

厚生労働省はアートメイクが医療行為に該当する見解を示しています。

現在美容機器として発売されている「微ライト脱毛機」も  
何らかの法解釈で医療機器と判断された場合は  
美容室での施術が出来なくなります。  
最新のメニューやグレーゾーンのメニューを導入する場合は  
先々のことを考えて検討しましょう。



当社ホームページで、トピックスバックナンバー、理美容税務Q&A、理美容経営情報を掲載しています。  
ぜひご覧いただき、お知り合いの方にもご紹介下さい。

<http://hasegawakaikei.com/beauty/topics/>